

当社は、米国で一般に認められた会計原則(会計原則審議会の意見書、財務会計基準審議会の基準書等)に基づいて四半期連結財務諸表を作成しています。

1. 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

[税金費用]

税金費用については、当四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。

2. 会計処理基準に関する事項の変更

当第1四半期連結会計期間より、米国財務会計基準書第157号「公正価値の測定」を適用しています。本基準の適用による財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

3. 継続企業の前提に関する注記

該当事項なし。

4. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項なし。